

令和3年第13回住田町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和3年6月11日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号
令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 承認第1号
令和2年度住田町一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第2号
令和2年度住田町介護保険特別会計予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第3号
住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第4号
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第1号
手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第2号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第3号
介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第4号
令和3年度住田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第5号
令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第6号

財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 1 2 議案第 7 号

財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第 1 3 議案第 8 号

防災行政無線同報系親局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めること
について

日程第 1 4 請願審査報告

請願第 1 号

さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上
げをはかるため 2 0 2 2 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願

日程第 1 5 発委第 2 号

さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上
げをはかるための 2 0 2 2 年度政府予算に係る意見書

日程第 1 6 発委第 1 号

住田町議会会議規則の一部を改正する規則について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1 番	水 野 正 勝 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	佐々木 春 一 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	1 0 番	高 橋 靖 君
1 1 番	菅 野 浩 正 君	1 2 番	瀧 本 正 徳 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 菊 池 宏 君

副 町 長 横 澤 孝 君 山 田 研 君

税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 佐 藤 修 君 企 画 財 政 課 長 菅 野 享 一 君

町 民 生 活 課 長 紺 野 勝 利 君 保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 千 葉 英 彦 君

建 設 課 長 佐 々 木 真 君 農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐 々 木 光 彦 君

林 政 課 千 葉 純 也 君 教 育 次 長 多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 松 田 英 明 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 議会の諸般報告。

〔事務局長朗読〕

◎日程第1 報告第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、報告第1号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 報告第1号 令和2年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、御報告いたします。

一般会計、2款総務費、1項総務課管理費は、公共施設等総合管理計画個別計画策定事業及び地域情報通信基盤施設放送機器更新事業に関わるものであります。

公共施設等総合管理計画個別計画策定事業の繰越額は696万3,000円で、財源は全て一般財源であります。

地域情報通信基盤施設放送機器更新事業の繰越額は2,321万円で、財源は全て一般財源であります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費は戸籍システム改修事業に関わるもので、繰越額は638万円で財源内訳は未収入特定財源として国県支出金638万円であります。

4款衛生費、1項保健衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び飲料水施設整備事業に関わるものであります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越額は2,719万9,000円で、財源内訳は未収入特定財源として国県支出金2,719万9,000円であります。

飲料水施設整備事業の繰越額は1,737万2,000円で、財源は全て一般財源であります。

6款農林業費、1項農業費は畜産競争力強化整備事業に関わるもので、繰越額は4億4,607万6,000円で財源内訳は未収入特定財源として国県支出金4億4,607万6,000円あります。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費は、いずれも学校保健特別対策事業に関わるものであります。

小学校費及び中学校費の繰越額はいずれも160万円で、財源内訳は未収入特定財源として国県支出金80万円、一般財源80万円あります。

以上で、地方自治法施行令第146条第2条に基づく繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点だけお伺いします。

総務費の総務管理費である公共施設等総合管理計画個別計画策定事業が繰越しになったということでお伺いします。

いずれこれは総務省からのこともあって、全国的に取り組まれている内容であります。当町においても、従来から公共施設の部分で補修あるいは建て替え等が検討されている施設もありまして、これが1年遅れることで、さらに事業の実施日の検討等をしなければならないというようなことが起こってくるだろうと思いますが、繰越しに当たっての今後の事業の取組の見通しについてお話しいただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 個別計画につきましては、総合管理計画に基づき去年の公共施設

の劣化状況等調査を活かしながら、中長期的な整備方針を策定するものでございます。

本計画でございますが、21施設を40年間のスパンで整備計画の基本方針を定めるということで策定をしたものでございます。繰越しとなっておりますけれども、本年5月末で完了したばかりというところでございます。

その個別計画の方針に基づきまして、これから各施設の担当課、財政当局と内部で検討していくということになります。その結果に基づきまして、中長期的に開発計画等に計上しながらその時点の財政状況等も加味しながら予算化をし、随時施設整備を行っていくということで考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今後、中長期にわたってということで、いずれ町の財政運営の根幹となる項目であるということで、理事会や全員協議会の中でも議論されてきた中身では、この生活改善センターの件、それから仮設住宅が設置になっておった関係で下有住小学校の旧校舎の処理の件等、緊急に取り上げて取り組まなければならない施設もあるように思いますので、いずれ中長期でなくすぐ行うべき事業というのものもあるだろうと思いますので、再度その辺のところも含めて確認させていただきます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 佐々木議員の御質問のとおりでございます。

今回の計画策定を基に個別の施設の中長期的な対応についてはもちろんですし、おっしゃるとおり、近々に対応していかなければならない施設も、それぞれその計画の内容に応じて対応していく必要があるかというふうに認識しております。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 2点お伺いいたします。

今、5番議員のほうからもありましたが、公共施設の総合管理計画、個別管理計画の策定に当たってですが、先ほどの答弁ですと21施設あるということで、多分個別計画ですと21本作られたのかなと思います。

それで、今後のことについてなのですが、人口が減りまして少子高齢化が進めば税金の収入も少なくなっていくということだと、将来の改修や建て替えに対する財源確保のために、かつては庁舎建設基金というようなものをつくって対応していったわけですが、例えば公共施設整備基金などをつくって余裕のあるうちに積み立てて、将来世代の負担を軽くするとい

う方法もあるのじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

2点目です。6款の農林業費の畜産競争力強化整備事業に関わりまして御質問いたします。

これはチキンクラスター協会、住田フーズさんが主体となっておりますが、現在の進捗状況と増羽数、これによる雇用の増というのはどれぐらい見込めるのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） いいですか。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、1点目の公共施設の維持管理に係る基金の関係ということでお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、建物があればその分維持管理を含めて、年数がたてばまた改修更新といったものが繰り返されることがありますので、基金のこういった形になるかは別としまして、基金については検討が必要であるというふうな認識はございますし、今のところは財政調整基金もありますので、そういった中での対応とそういった全体の財政のバランスを考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからは畜産競争力強化整備事業の関係についてお答えをしたいと思います。

まず、現在の進捗状況はどうかという御質問でございましたけども、この事業は昨日6月10日に契約が終了しておりますので、これから始まるという形になります。

それから、増羽数の見込みはどうかという御質問でございましたけども、これが現在の計画規模では常時羽数でいいますと、15万9,000羽という規模のものになる予定でございます。

それから、雇用の状況はどうかという御質問もございましたけども、この事業をやることによつて5人の雇用が発生するという計画になっております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 総合管理計画につきましては、基金を合わせて検討していくということでよろしくお願ひいたします。

私のほうで調べたことによりますと、一般財団法人の建築保全センターというところがあるんですが、これを見ますと全国の自治体で基金のためにつくっているのは40%くらいあります。どういうふうなのをやっているかといいますと、決算剰余金の一定額を積み立てる

とか、あるいは毎年の減価償却費を見合せにして積立てを行うというふうなことも行っておるようです。ぜひこれらも参考にしながら行っていただければなというふうに思います。

2点目の競争力の強化ですが、契約が終了したということでこれから本格的ということですが、最終的にはこれは一期工事という形で二期工事とかそういうのがあるのかどうか、最終的に増羽数のほうが先ほどの形では常時は16万羽ということだと、大体今は6回転くらいしているようですので、100万羽近くのそういう形になるんだろうというふうに思いますが、これに伴っての鶏ふんの処理というのはどのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 1点目は。

農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからは全体計画はどうなっているのかという御質問かと思しますのでそれについてお答えをいたしますけども、今回やろうと思っているのは令和2年度からの繰越でやるわけですけども、そのほかに、令和4年度それから令和5年度にそれぞれ3棟ずつ加えて、全体で15棟の鶏舎を整備したいという全体計画となっております。

それに伴いまして鶏ふんが出てくるわけでございますけども、合わせまして堆肥化処理施設という部分も現在取組をしております、そちらのほうで全て堆肥処理のほうはやる予定となっております。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これで、報告第1号 令和2年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第2 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、承認第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 承認第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第12

号)の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,286万5,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ62億9,579万4,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

2款地方譲与税178万3,000円の増、3款利子割交付金24万8,000円の減、4款配当割交付金7万6,000円の減、5款株式等譲渡所得割交付金27万5,000円の増、6款法人事業税交付金27万9,000円の減、8款環境性能割交付金69万9,000円の減、10款地方交付税7,658万3,000円の増、11款交通安全対策特別費交付金7万8,000円の増は、それぞれ額の確定によるものであります。

12款分担金及び負担金69万8,000円の減は、老人保護措置費一部負担金151万5,000円の減が主なものであります。

14款国庫支出金652万8,000円の増は、臨時道路除雪事業費補助金の計上が主なものであります。

15款県支出金210万円の減は、子ども・子育て支援交付金124万円の減が主なものであります。

17款寄附金2,296万7,000円の増は、指定給付金の増によるものであります。

18款繰入金113万5,000円の減は、まちづくり応援基金繰入金60万円の減が主なものであります。

20款諸収入351万1,000円の減は、学校給食費徴収金476万5,000円の減が主なものであります。

21款町債1,660万3,000円の減は、過疎地域自立促進1,280万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。

なお、詳細は15ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費1億5,672万円の増は、地域情報通信基盤施設整備基金積立金1億7,0

00万円の増が主なものであります。

3款民生費2,796万5,000円の減は、養護老人ホーム委託料の減が主なものであります。

4款衛生費2,233万4,000円の減は、健診予防接種委託料の減が主なものであります。

6款農林業費983万1,000円の減は、町有林素材生産事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費336万8,000円の減は、使って応援住田チケット発行等業務委託料の減が主なものであります。

8款土木費1,557万1,000円の減は、道路除雪委託料の減が主なものであります。

9款消防費341万円の減は、費用弁償180万3,000円の減が主なものであります。

10款教育費1,200万5,000円の減は、住田高等学校教育振興事業補助金407万2,000円の減が主なものであります。

13款諸支出金2,113万9,000円の増は、まちづくり応援基金積立金2,002万1,000円の増が主なものであります。

14款予備費51万円の減は予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は、変更であります。

町営住宅整備事業は200万3,000円を減額し1億2,609万7,000円に、防火用水路取水施設設置事業は60万円を減額し1,140万円に、上有住地区公民館整備事業は120万円を減額し2億5,250万円に、過疎地域自立促進事業は1,280万円を減額し4,930万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上、令和2年度住田町一般会計補正予算（第12号）は、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和3年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

○議長（瀧本 正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点伺います。

まず、15ページ。

2款総務費の一番下です。地域情報通信基盤施設整備基金積立金のプラス補正1億7,000万円について伺います。

財政の余裕の分から、いろいろな財布に振り分けて積んでいる原理はそのとおりなんですけれども、1億7,000万円という高額ですので、なぜ地域情報通信基盤関係に1億7,000万円の増額なのか説明を求めたいと思います。

2点目。

次のページ、16ページの3款民生費の上から2つ目。

民生児童委員協議会事務委託料について伺います。

73万5,000円のうち、43万5,000円くらいだと伺いますが、コロナ禍の中とはいえ、どのような面でこのような額が減額されて、また民生委員の活動に支障は生じていないのか伺いたいと思います。

それから、3点目。

19ページ土木費の一番下のところ、昭和橋架替イベント開催委託料61万4,000円の減というところについて伺いたいと思います。減額の内容としてはイベントの延期であって、写真展とか絵画展とか夢明かりとかそういうものが延期になったというふうに伺っていますが、この延期について現状のコロナ禍の影響なののでしょうか。それとも別の原因があるものなのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（瀧本 正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野 享一君） それでは、私の方からは、1点目の地域情報通信基盤施設基金の積立ての件についてお答えいたします。

地域情報通信基盤施設、いわゆるテレビとか電話の関係ですけれども、こちらの方については、先ほど御質問にもありましたとおり、施設、要はハードですので、一定期間過ぎれば更新が必要になってきて、長い期間をすれば建て替えであったりとか大きな金額になります。こちらの総事業費がおよそ10億円かかっているものでございまして、現在も繰越しの分でも説明しましたが、機器更新であるとか循環されるとか財政負担が生じてきますので、そういった意味で、今後施設等に大きな支障があった場合でも対応できるように、基金を積立てしたということになります。

○議長（瀧本 正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉 英彦君） 民生児童委員会への事務委託料の減額についてですけれども、減額の主な理由としては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等を実施できなかった部分で減額となっているところです。

活動に支障があるかどうかというところですが、研修会等実施できなかった部分については少なからず影響があったのではないかと聞いておりますが、今後、新たな研修会を計画しながら、また民生委員の皆さんの知識等を蓄えていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（瀧本 正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木 真君） 3点目の昭和橋架け替えイベントの延期の原因でございます。

昭和橋の旧橋の撤去について時期の遅れが見込まれましたので、そのイベントについて延期をしたものでございます。

今後、県と連携を取りまして、その辺の状況を見極めながらイベントを開催できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀧本 正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点目についてだけ伺います。

今、県と相談しながらというお話でしたけれども、もう少し旧橋の遅れがあるというお話でしたけれども、今後のを開催するという事は進捗も凶られるということだと思いますけれども、その辺の今後の見通しについて伺いたいと思います。

○議長（瀧本 正徳君） 建設課長。

○建設課長（佐々木 真君） 旧橋の撤去の時期がまだ未定となっております。ですので、申し上げましたとおり、県と連携を取りながら早めに実際の撤去の数か月前になり、情報をいただいでイベントができるように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（瀧本 正徳君） よろしいですか。

ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、3点お伺いいたします。

先ほど、2番議員も質問いたしました、地域情報通信基盤整備についてです。

多額な費用がかかるということでまとめて確認をさせていただきますが、繰越明許費の方の放送機器の更新ということで、2, 300万程ですか、計上になっておりました。今後考えられるのは光ファイバーであったりとか、そういう放送機器の光ファイバーの耐用年数がどのくらいあるのかとか、その辺のところをもう少しわしくお願いしたいと思います。

2点目です。

16ページの1番上になりますか、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費の18節の個人番号カード関連事務導入交付金についてお尋ねします。

この6月9日に、政府は経済対策諮問会議を開きましてマイナンバーカードの普及を重要課題に位置づけをいたしました。今年の10月末までに健康保険証として使用できるようにしております。そこでお伺いいたしますが、町内のマイナンバーカードの普及率と、それから普及させていく対策というのはどういうことを考えているのかお尋ねします。

3点目です。

17ページの4款衛生費、1項保健衛生費の18節の保健医療介護連携体制構築事業費補助金、訪問看護ステーションすみちゃんに関わるものかと思いますが、減額の645万1,000円ということになっております。この大きな金額が減額になっているということは、すみちゃんの事業そのものが順調に推移してきていると捉えてよろしいのか、今後の経営の見通しはどのようになるのか、お伺いします。

○議長（瀧本 正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野 享一君） 地域情報通信基盤施設の耐用年数ということでございますが、機器等につきましてはおよそ5年から10年、ものによってそれぞれでございます。大体そういったところをめどにしていますし、ケーブルにつきましては20年から30年というようなことで認識しているところでございます。

○議長（瀧本 正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野 勝利君） マイナンバーカードの交付率でありますけども、今現在把握している部分は2月末現在になりますが、21%ということになってございます。

それから、今後個人番号カードが保険証とかで活用されていく、免許証も考えているという状況でありますので、国としてはとにかく進めたいわけですが、今後、現在も増えてはきておりますけども申請に対応していく、あるいは住民の申請の利便性を高める、それから事務処理の効率を上げるという部分で、新年度予算の中には個人番号カード交付予約システムというのを導入して対応していこうというふうに考えているところであります。

○議長（瀧本 正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉 英彦君） 私の方からは、保健医療体制介護体制構築事業について御説明します。

議員御質問のとおり、訪問看護ステーションすみちゃんの部分については、今現在順調に事業は展開されているというふうに認識しております。減額については、当初の見込みよりも収入のほうが多かったという部分がありますので、町の補助金が減額になったということでもあります。

今後についても、この推移を見極めながら現状のとおり進むのではないかと感じております。

以上です。

○議長（瀧本 正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 地域情報通信基盤については分かりましたが、放送機器関連と光ファイバーと大きく2本立てがあるよということで、光ファイバーが一番お金がかかるんだろうと思います。総延長で大体200キロはありますよね。これを変えていくということですから、目標額が大体10億円というふうに承りましたので、そういう理解でよろしいのかどうか。

それから、2点目のマイナンバー普及に関わってですが、これから申請の利便性を高めていきたいと、交付の予約管理システムをこれから使っていくんだよということでした。これ、デジタル変革の住民サイドの1丁目1番地だと思います。

他の自治体でどういうことをやっているかという例を申し上げますが、三重県の玉城町という1万5,000人くらいの町なんですけど、そこの普及対策は、役場のロビーに申請する特設の窓口を設置しまして、来られた方の申請手続、結構面倒なんですよね。その手続を代行するか来た方に写真を撮ってあげる、写真必要なもんですから、町内には写真を撮るところがありませんので写真を撮ってあげて、すぐ申請できるようにしていると。そういうふうな例がございますし、それからそれと併せましてハードの普及と、あと新型コロナ経済対策と抱き合わせになるのですが、1人につき2,500円の商品券を渡すと、そういうふうなセットでやっているところもあります。

私も釜石のイオンに行きましたときに、釜石市ではイオンでそういう申請手続とかほとんどやってます。ですから、何かしら町内でも新しい考え方をもちながら進めていただければと思います。

訪問看護すみちゃん、いろいろな方から大変助かっているというふうな声をいただいております。本当に大変なところをよくやっていただいているんだなと、そういうふうに思います。感謝したいと思いますが、そこで課題と、課題に対する今後の対策というのがあるのかお聞きをいたします。

○議長（瀧本 正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野 享一君） 施設整備に更新等関わる基金の額ということですが、10億円の総事業費でしたので、それに近い額が必要になるのかなというところではございます。

ただ、この額までためるということではなくて、先ほど申しましたとおり年数でスパンがそれぞれ違いますので、今回のように機器更新が何回か途中入るということもありますので、そういった状況に応じた内容で積立てを検討したいというふうに考えております。

○議長（瀧本 正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野 勝利君） 当町においては、今現在では、国からの通知があったことよって申請者の人数は増えているという状況はありますけれども、まだそこまでというふうには捉えておりませんので、今後必要が生じたときに対応できるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本 正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉 英彦君） 訪問看護事業の現状の対策と今後の課題という点でございますが、課題については看護師の確保とか、利用者増が今後必要になってくるのかなというふうに感じております。

対策については、今年度より看護師確保対策事業として、奨学金、奨学金の返還補助、あとは地域おこし協力隊による看護師の確保等を考えておりますので、その事業を進めながら対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀧本 正徳君） ほかにございませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部 祐一君） 15ページの一番下です。

2款2項2目の2.2節町税還付金及び還付加算金等ありまして、260万ほどの減額になっておりますが、あまり聞き慣れない項目なんですけど、いずれ町税を還付したのかなということなんですけど、何の分でこういうことが出たのかをお聞きしたいと思います。

○議長（瀧本 正徳君） 税務課長、佐藤修君。

○税務課長（佐藤 修君） 町税還付につきましては、例年法人住民税、予定納税という制度がございます。前年に予定納税した方、申告後に税額が変わることによって翌年度歳出還付をするというようなのが慣例になっているので、そのための還付ということになります。

○議長（瀧本 正徳君） ほかに。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木 春一君） 1点ですね、11ページ、10款の地方交付税のところ、震災復興特別交付税が1,000万補正されておるわけでありますが、いずれ東日本大震災から10年経過した後方支援にあたってきた住田町も、いよいよ最後の今年度手がけてきたところの最後のいろんな面での取組になるだろうと思います。

いずれ、一番大きな面では下有住地区に設置した仮設住宅の後始末等になるわけでありませんが、当初それらの解体整備にあたっては、交付税等適用になれるように予算措置のところ、で努力するというふうなこともあったわけですが、この特別交付税の補正と併せて、今後の仮設住宅の解体等に向けた財源の措置が一般財源になるのか、交付税の適用が考えられるのか、その辺のところをこの交付税の補正と併せて確認させていただきます。

○議長（瀧本 正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野 享一君） 下有住の仮設住宅の解体整備の分につきましては、基本的には一般財源と震災の基金のほうを充当しようと予定しているところでございまして、御質問のいわゆる交付金というのは、補助とか交付金というような意味合いかなと思いますが、そちらのほうについてはまだ確定、確認できていないという状況でございます。

○議長（瀧本 正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木 春一君） 質問の順序が逆になってしまったんだけど、そうしますと11ページに記載になっている震災復興特別交付税、これの活用はどのような事業で活用されるものか確認させていただきます。

○議長（瀧本 正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野 享一君） こちらの方は、いわゆる交付税という一般財源化になりますので、こちらのほうを特に充当するというようなことではないんですけども、もちろん整備、解体整備に関しましては一般財源があたる形になりますので、そちらのほうは考慮といたしますか財源充当ではございませんけれども、そういった金額を含めて検討していきたいと思っています。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第12号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第3 承認第2号

○議長（瀧本 正徳君） 日程第3、承認第2号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉 英彦君） 承認第2号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回専決処分した補正予算の内容は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ280万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ10億4,260万5,000円としたものであります。

補正後の歳入歳出予算2ページ、第1表歳入歳出補正予算により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

7款1項一般会計繰入金280万8,000円の減は、令和2年度介護給付費準備基金繰入金の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

2款保険給付費、1項介護等給付費は、財源組替によるものです。

4款基金積立金、1項基金積立金280万8,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の額の確定によるものです。

今回の補正は、令和2年度介護保険準備基金積立金の額の確定によるものであり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和3年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第2号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第4 承認第3号

○議長（瀧本 正徳君） 日程第4、承認第3号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 承認第3号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されることに伴い、住田町税条例の一部を改正し専決処分により改正したものであります。改正条文に沿って御説明いたします。

1ページ目から2ページ目を御覧ください。

改正条例第1条中第36条の3の2第4項及び第36条の3の3第4項、第53条の8第1項第1号、2ページの第53条の9第3項及び第4項の改正については、所得税法に規定する税務署長に対する申請書の電子申告に伴う税務署長の承認の廃止と同様の取扱いをするための改正であります。

同じく2ページ目の第81条の4第1項第1号及び第2号の改正につきましては、軽自動車税の環境性能割について、法律の改正に伴い読替規定を追加したものであります。

附則第10条の2第3項から3ページ第16項の改正は、法律改正に伴う項のずれを改正したものであります。

同じく3ページ、附則第11条見出しから6ページ附則第15条の第2項までの改正は、固定資産税の宅地等の土地の価格の下落修正及び、課税標準額の増加による納税者の負担軽減のための負担調整措置について、引き続き従来からの仕組みを継続するための条文整備のための改正であります。

6ページ下段第15条の2の改正は、地方税法第451条に第5項が追加され、軽自動車の対象となる取得時期を9か月間延長し、令和3年12月31日までに取得した軽自動車の環境性能割について臨時的軽減措置を適用しようとするものであります。

同じく附則第15条の2の2第2項の改正につきましては、法律の改正に伴う読替規定を対象に追加しようとするための改正であります。

7ページを御覧ください。

附則第16条軽自動車税の種別割の税率の特例の改正を行おうとするもので、7ページ附則第16条第1項、第2項、第3項、8ページの附則第16条第4項から第8項までの改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例による軽減について、50%及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するための改正及び追加であります。

9ページ附則第16条の2第1項の改正及び附則第22条の改正は、それぞれ法律の改正に伴う改正であります。

附則第26条の2の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を拡充延長するための改正であります。

同じく9ページ下段の改正条例第2条中、第19条から16ページ第52条第3項にかけての改正につきましては、法律改正に伴う項ずれ及び文言の整備に伴う改正であります。

17ページ第94条第2項のたばこ税の課税標準額の変更につきましては、葉巻たばこの本数の算定基準の変更に伴う改正であります。

18ページ附則第3条の2第2項から19ページ附則第4条第2項までの改正は、法律改正に合わせて項ずれを改正したものであります。

19ページ改正条例附則第1条につきましては、施行期日を定めるもので、令和3年4月1日からの施行となっております。

改正条例附則第2条から第4条につきましては、それぞれ施行日までの課税の経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第3号 住田町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第4号

○議長（瀧本 正徳君） 日程第5、承認第4号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 承認第4号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明をいたします。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の改正に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴い新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたため、必要な改正を行おうとするものです。

対照表により御説明をいたします。

第3条は、旧政令の引用箇所を廃止前の旧政令の文言に置き換えようとするものであります。

次に附則であります。

この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、条例制定は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和3年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本 正徳君） これから、質疑を行います。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木 春一君） 防疫作業手当の部分でのウイルス感染症のこの条項を見ると、ベータコロナウイルス属に限定になったようではありますが、最近、変異株が猛威をふるってきているわけではありますが、変異株であっても全てがベータコロナウイルス属に属するというようなことの理解でいいのかどうか、その辺を確認させていただきます。

○議長（瀧本 正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 今、議員御質問の部分でございますけども、この政令については、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症という部分も加わっておりますので、そこまで含まれるものと理解してございます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第4号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、承認第4号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 6 議案第 1 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 6、議案第 1 号手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第 1 号、手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、令和 3 年 5 月 19 日に交付されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されることとなりました。この改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から市区町村長に委託されることとなったことから、所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

別表第 1 項第 4 号の個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除しようとするものです。附則として、この条例は令和 3 年 9 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適応期間が令和3年9月30日までに延長されることとなったことから、傷病手当の支給を始める日について所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

附則の傷病手当の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和3年6月30日までを、傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から令和3年9月30日までと改正しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第3号 介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第3号 介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の一部改正は、1点目は新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が下がった方々に対して、令和3年度も引き続き介護保険料の減免を行おうとするもの、2点目は新型コロナウイルス感染症の定義について、引用している新型インフルエンザ等特別措置

法の改正により所要の整備をするものであります。

対照表により説明いたします。

附則第8条第1項は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免期間を延長するもので、減免対象となる保険料を令和2年度分及び令和3年度分とし、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限に変更するものです。

同条第1項第1号は、新型コロナウイルス感染症の定義について引用している新型インフルエンザ等特別措置法の改正により、文言の整理をするものです。

同項第2号は、その属する世帯の生計を主として維持するものと、合計所得金額の要件について追加するものです。

この条例は公布の日から施行するもので、改正後の附則第8条の規定は令和3年4月1日から適応するものです。この条例による改正後の介護保険条例附則第8条の規定は令和3年度分の保険料から適応し、令和2年度以前の保険料は、なお従前の例によることと定めたものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されま

した。

◎日程第9 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,707万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,707万6,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

14款国庫支出金1億4,114万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億437万9,000円の計上が主なものであります。

15款県支出金98万1,000円の増は、関係人口創出プログラム開発費補助金100万円の計上が主なものであります。

18款繰入金85万5,000円の増は、住田町まちづくり応援基金繰入金85万5,000円の増によるものであります。

21款町債410万円の増は、滝観洞観光センター整備410万円の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費560万円の増は、関係人口創出プログラム開発費補助金200万円の計上が

主なものであります。

3款民生費443万円の増は、子育て支援給付金260万円の計上が主なものであります。

4款衛生費4,094万5,000円の増は、新型コロナワクチン接種委託料の計上が主なものであります。

6款農林業費19万5,000の増は、回線使用料9万8,000の計上が主なものであります。

7款商工費9,303万1,000円の増は、使って応援住田チケット発行等業務委託料の計上が主なものであります。

8款土木費43万7,000円の増は、土地購入費の計上によるものであります。

9款消防費96万7,000円の増は、修繕料の増によるものであります。

10款教育費15万9,000の増は、回線使用料の計上によるものであります。

14款予備費131万2,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

滝観洞観光センター整備事業を410万円増額し810万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 2点伺います。9ページ、歳出の企画費の一番下のほう、関係人口創出プログラム開発費助成金200万円について伺います。

新規計上ということなんですけども、どのような内容でどういう方に助成するものなのか、また助成するところは個人なのか組織なのかについて伺いたいと思います。

2点目、19ページ7款商工費の下のほうの滝観洞観光センター受付……。

○議長（瀧本正徳君） ちょっとごめん、ページ数もう一回。

○2番（荻原 勝君） 10ページ、すみません。10ページ、7款商工費の3目観光費です。

滝観洞観光センター受付棟解体及び新設工事実施計画業務委託料413万1,000円の増について伺います。

400万円増えてもいいものができるというのなら結構な話だと思うんですけども、どのような内容での増額なのか伺いたと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、1点目の関係人口創出プログラムの件についてお答えさせていただきます。

今回の関係人口創出プログラムの補助金につきましては、今年度から県の単独事業で補助事業ということで創設されるものでございまして、その内容につきましては、町の資源を生かしたプログラムの開発やモニターツアーなど関係人口を潤滑に行える内容、そういったものを行っていくといった内容でございます。

実施予定につきましては、団体ということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからは滝観洞観光センター受付棟解体及び新設工事实施設業務委託料についてお答えをしたいと思います。

この委託料につきましては、当初予算で既に予算措置をしていたものでございましたけども、事務を進めていく中で取った委託料の中に、受付棟の解体設計と測量設計が含まれておらず新築設計だけのものであったということが判明したものですから、今後の業務を円滑に進めるために、今回計上漏れとなっていた測量設計、それから受付棟の解体設計について補正をさせていただいて事務を進めていきたいというものでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） 荻原勝君。

○2番（荻原 勝君） では、2点目について2回目も2点伺います。

1点目、関係人口創出プログラム開発費助成金について伺います。

今、町内の組織に対して助成するというお話でした。それでは、この新規の制度なので、県と町と一体的な仕組みのようなものだというふうに伺っております。具体的にどのような仕組みで県と町とで連携してやっていくものなのか伺いたと思います。

それから、2点目についてです。

円滑に工事を進めるために増額したというお話です。それで、これから工事を進めるんだと思いますが、その工事なんですが、滝観洞の従業員の方とか観光関係者の方々などの現場の声が、この工事のデザインとかいろいろ設計とかそういうものに活かされているのかどう

かについて伺いたいと思います。

それから2回目のもう一つについてですけども……。

○議長（瀧本正徳君） 関係人口と滝観洞の受付センターに関わること以外という意味ですか。

○2番（荻原 勝君） いや、違います。関係人口について今伺って、もう一つ……。

○議長（瀧本正徳君） 今、関係人口と滝観洞のことの2回目の質問を行いました。

○2番（荻原 勝君） 間違いました。すみません、勘違いしました。

○議長（瀧本正徳君） それでは、答弁をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、関係人口創出プログラムの件で御質問の内容についてお答えいたします。

県と市町村の関係ということになりますけれども、この事業のまず目的としましては、市町村と連携して地域と一体となった開発するいろんなプログラムを進めていこうといったものになります。

その実施主体に対して、いろんな支援や指導をしていくというような形になってございませし、県のほうではプログラム開発等の指導などそういったものを指導していくといった形になりますし、市町村のほうもそういった団体のほうの支援を合わせてしていくということで、協力しながら実施する団体に対して財政的、あとは行動に対しての支援をしていくというような内容になってございます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうから2点目の滝観洞観光センターの設計に関する部分についてお答えをしたいと思います。

議員のほうからお話がございましたとおり、整備計画を昨年度策定したわけでございますけれども、その中で施設運営者でありますとかそれから地域の方々、それから滝観洞に関わる関係者の方々からヒアリング調査をしているものはございますので、そういったものを極力設計に反映していくようにしていきたいと考えております。

特に滝観洞につきましては、地域の方々に密着した観光施設ということもあるかと思ますので、いろんな御意見があろうかと思ますけれども、そういった部分を極力設計のほうに反映していければいいのかなというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 3回目の質問をいたします。

1点目について、県と町の仕組みについて答えていただいたと思うんですが、私の知る限りでは、今回のようなケースだと町から200万円出た場合に県のほうからも補助金が100万円出るといような感じだといふふうに、ざっくりいってそんな感じかなといふふうに理解しております。

それで、こういう感じの補助なんですけども、どのぐらいのスパンで考えているのか、単年度で終わりなのかどうなのかということについて伺いたと思います。

それから2点目については、現場の方のお話を伺いますと、デザイン性を重視しながらも一番はシンプルで動きやすい、働きやすいものを望むといようなお話でありましたので、参考にさせていただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 対象期間については1年でございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） お話がありましたとおり、いずれ施設運営者の方々の意見を参考にしながら設計を進めていきたいといふふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 1点だけ、滝観洞のことをちょっと聞きたいんですが、皆さんの五葉地区の人たちの御意見も聞いてといふふうなお話が出ましたが、私ちょっと確かめておきたいんですが、何件も滝観洞のことについては質問してきたんですが、最終的には私は思うんですが入り口、出口、入り口がどうしてもあそこのところが狭くて昔から拡張できないものと伺いを立てておりましたので、最終的に入り口をどういふふうにするかちゅうようなことも計画的に入っているのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 今回の設計につきましては、受付棟解体と、あとは受付棟の新築工事の部分ということになりますので、今議員がおっしゃったような部分につきましては、中長期的な視点での今後の協議になっていくものと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） じゃあではお願いしておきますが、中長期的に考えまして最後には入り口、出口を考えてほしいなとそう思います。

どうしてもJRがらみになるんで、再三前町長をはじめいろんな人にお話をして人脈があ

るような話をして全然人脈がない、JRに対して。だから、そういうふうな面も踏まえながらそのところまでいくにはどうしたってJRが絡むから、その関連を計画というか進行形の中に入れて行ってほしいなと思いますので、その行政の人たち、課長の人たちにJRに人脈があれば何とかそっちのほうを先に動きながら歩いて行ってほしいなと思いますので、強く要望をしておきます。

以上でございます。

○議長（瀧本正徳君） 要望ということでよろしいですか。

ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1点だけお伺いいたします。

10ページの7款商工費、1項商工費の2目商工振興費の使って応援住田チケットに関わってお尋ねします。

すみチケプラスを今回また発行するというので、1セット500円が20枚ですから、1万円分を5,000円で買えると。一世帯につき8セットということですから、4万円を実質買って8万円分使えるというふうな内容のようですが、私は各施策をやるときに、ぜひSDGsを念頭に置いてやっていただきたいというふうにお願いをしているわけですが、SDGsの理念というのは誰一人も取り残さないという考え方なんですけども、一般のある程度所得のある方々であればもしかしたら8セット買えるかもしれません。

例えば、住民税の非課税世帯に1万円分のチケットを配布するとか、大船渡市では全世帯に1万円のふるさと振興券を配っているということもあります。いずれ誰一人も取り残さないという考え方の中で、このすみチケなんかも進めていただければ大変ありがたいなというふうに私は思っておりますが、今回は難しいとしても、次回にはそういう考えも取り入れてやっていていただきたいんですが、その辺の捉え方をお聞きしておきます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（佐々木光彦君） 今回についてはこの形でやらせていただきますけども、今議員おっしゃいましたとおり、誰一人取り残さないようにという方法もあるかとは思いますが、いずれ当町のやり方とすれば一人一人が使って応援するんだという、当事者になるんだというような意識づけもしていくということもございますので、意見としてお伺いをしながら今後の検討材料にしていければいいのかなというふうに思います。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 10ページの4款衛生費1項の保健衛生費の1、1節の報酬で医師等の報酬、それから12節の委託料で接種委託料と誘導業務の委託料が計上になって、いよいよお医者さんも確保になって、そして接種場所も集団接種の社会体育館に設置になって、それらの対応のことが予算化されたということで安心したところです。

これまでの集団接種の対応の中で、例えば土曜の社会体育館の接種場所には消防署の救急車を待機させたり、あるいは接種する方々で既往など、既に病歴のある方の対応では、未来かなえのデータを利用するというふうなことで、接種がスムーズに進むように対応をしているというふうに見ているわけでありますが、それらを含めて関係機関と今後さらに一般の方々の接種を速やかに行うという意味で、これまで取り組んできたことをさらにパワーアップすることが大切だと考えますが、その辺のところを再度確認させていただきたいと思えます。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） ただいまの御質問の点でございますが、関係機関等については今後医療関係等との話し合いを含めて、65歳未満の方たちの接種についてスムーズに運ぶように努めてまいりたいと思えます。

それから、医療機関の皆様に対しては今でも多大な御協力をいただいているところでございますが、接種がよりスムーズにできるようにさらに人員等の増強等も協力を仰ぎながら、今後一日も早い集団免疫の確保に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第5号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第5号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,473万8,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を4ページ第1表歳入歳出補正予算により説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金68万9,000円の増は、事務費等繰入金の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

1款総務費、1項一般管理費68万9,000円の増は、電算システム回収委託料68万9,000円の増であります。

続きまして介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6万円を追加し、歳入歳出予算

の総額をそれぞれ157万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

10ページをお開き願います。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は12ページ、歳入歳出予算補正事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

1款サービス収入、1項予防給付費収入6万円の増は、介護予防サービス計画費収入の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は、同じく12ページ歳入歳出予算補正事項別明細書3. 歳出を御覧ください。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費6万円の増は、消耗品費の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 6 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 1 1、議案第 6 号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第 6 号 財産の取得に関し議決を求めることについて説明いたします。

取得する目的は、平成 23 年 1 1 月より住田町コミュニティバスで川口上有住駅線及び役場中井線の運行をしております車両が 10 年を迎えており、車体の老朽化や度重なる故障などによって安全な運行に支障をきたしていることから、これを更新し円滑なコミュニティバスの運行の確保を図ろうとするものであります。

取得する財産はマイクロバス車両 1 台、取得予定価格は 9 5 5 万 2, 2 4 0 円であります。契約の相手方は、岩手県大船渡市大船渡町字下船渡 1 1 番地 1 1、岩手日野自動車株式会社、大船渡営業所、所長、伊藤睦義であります。取得の方法は買入れ、納車は令和 3 年 1 0 月 1 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

2 番、荻原 勝君。

○2 番（荻原 勝君） このマイクロバスですけれども何人乗りであるのか、それからそれに合わせて運行状況とマッチしたものなのかについて伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず、このマイクロバスの乗車の人数ですが、これは 25 人乗りということになっております。それから運行状況に合っているのかということですが、現在このバスは、先ほどの説明のとおり川口上有住駅線それから役場中井線を走っておりますが、有住小学校の登校にも利用されており、時間によっては満員になるような状況にもなるという状況でありますので、適正な規模というふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 確認やらさせていただきます。

以前にもちょっと指摘をさせていただいた部分もありますが、現在のコミュニティバスに無いものとして電光表示板の乗降中停車という設備が今回なされるのかどうか、それから改善の部分の希望なんですけれども、バスに乗降する際の車内との床のステップの踏み高の高さなんです、現在は30センチぐらい高さがあるんですね。住宅の一般的な踏み高というのは大体21センチから24センチなんですけれども、段差解消のステップというのが検討されているのかどうか、ドライバーさん方の声をよく聞いていらっしゃるのかどうか。

3点目は前にも言いました、側面のラッピングの件です。現在は側面両側と前後にしているんですが、側面の部分は一面一枚のをずらっと貼ってしまって、どうしても車体のほうにメーカーのほうで少しデザインをつけたいとか凹凸があるんですね。その凹凸のところがすぐ破れやすくて、そこから水が入って全体がちょっともろくなるとそういう欠点がございますので、部分的な貼り方のほうが維持しやすいというふうに聞いておりますので、その辺の改善がなされるのかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） まず、車両の後部への乗車中のサインですね。今回の購入の仕様の中には入ってございません。ただ、この仕様を決めるに当たっては運行のほうとも相談をしながら取り組んできておりますので、今後ちょっと協議しながら考えていきたいというふうに思います。

それから乗降口のステップの高さですけれども、一定程度調整ができるというふうには聞いております。高齢者等弱者への配慮ということになろうかと思っておりますので、利用しやすくする方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それからラッピングの部分ですけれども、ラッピングは今回発注し納車になってからの取組ということになります、まだこれからの発注ということになりますので、これについても運行側と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについて、提案理由を説明いたします。

今回の取得の目的は、住田町消防団第1分団第1部（下町）と第2分団第3部（川口）の小型動力ポンプ積載車を更新しようとするものであります。

第1分団第1部は平成10年2月、第2分団第3部は平成10年11月にそれぞれ小型動力ポンプ積載車を配備しておりますが、配備から22～23年が経過し車両の老朽化等が進んでおります。そのため、最新の機能を装備した車両に更新し、地域の消防防災力の充実強化、団員の士気の高揚を図るものであります。

取得する財産は小型動力ポンプ積載車2台で、取得予定価格は1,727万円であります。取得の方法は買入れ、相手方は県内の消防車両の取扱業者7者による入札を行った結果、岩手県一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長、千葉幸哉氏であります。なお、納入期限は令和4年1月31日であります。

財産の取得につきましては、予定価格700万円以上のものは地方自治法及び条例により

議会の議決が必要となるもので、今回取得しようとする財産はその要件に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 中古になったポンプ車、一般町民に払い下げに出すच्छゅうようなことはないんですかね、町民に。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 車両につきましては、使える部分であれば役場のほうで使用している車両の取替えという部分では、検討する部分もございます。

また使えない部分については、現在のところは引き取っていただくということで考えてございます。今のところ町民への払下げの部分は検討していないところでございます。

以上になります。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 検討していないというのは分かるんだけど、その可能性はあるのか。要するに、町民の人が欲しいねって言って引き取らせる価格でほしいなっていうときは、どういうふうな考え方してもらえるのかな。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 先ほども答弁で申し上げましたけれども、役場で使える部分は使いたいというふうなことで考えてございます。

払下げにつきましては、全くできないということではありませんので、議員等の意見を参考にしながら取り組める場合は取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第8号 防災行政無線同報系親局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 議案第8号 防災行政無線同報系親局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての提案理由を説明いたします。

今回の更新工事は、防災行政無線同報系親局の設備を更新しようとするものであります。防災行政無線につきましては、アナログからデジタルに変更すべく、平成23年度においては親局及び中継局の更新を行い、また平成23年度及び平成24年度においては屋外設備を更新したものであります。

平成23年度の親局整備から本年度で約10年が経過し、老朽化等が進んでおり保守点検により不具合が発生する可能性が指摘されたことから、今回の更新となるものであります。

次ページ、役場庁舎内親局等のシステム系統図を御覧ください。更新の具体的な内容は赤枠で囲んでいる中の操作卓、自動プログラム送出装置、地図表示板、非常用電源装置、遠隔制御装置、無線送受信装置等の更新であります。

本請負契約は、随意契約で契約金額は5,390万円、請負者は現在の当該設備設置業者及び保守点検の系列業者である宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際

電気、東日本支社、支社長、八巻好貴氏であります。仮契約日は令和3年5月28日、着工は議会議決の翌日、完了は令和4年3月31日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 防災行政無線同報系親局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 防災行政無線同報系親局設備更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 請願審査報告 請願第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、請願審査報告 請願第1号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げを図るため2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

○議会事務局長（松田英明君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） ここで、午後1時まで休憩します。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時00分

○議長（瀧本正徳君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

請願第1号について、委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） 請願第1号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について、審査報告。

令和3年6月8日第13回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第1号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について、審査の経過と結果を御報告いたします。

この請願については、令和3年6月9日に当委員会を開催し、委員全員の出席のもと審査をし採択すべきものと決定いたしました。

請願者は、大船渡市盛町字東町14-2、岩手県教職員組合南リアス支部、支部長、小國博文であります。紹介議員は菅野浩正議員、佐々木信一議員であります。

本請願が求めている内容は、子どもたちの豊かな学びを保障し学校の働き方改革を実現するため、少人数学級の実現と教職員定数改善、そして義務教育費国庫負担率の引上げを求める意見書を国へ提出されたいというものであります。

6月9日に当委員会で採択すべきとの意見が委員全員であったことから、当委員会の審査結果を採択にすべきものと決定いたしました。

以上、本委員会の審査について御報告を申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げまして委員長報告といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、請願第1号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第15 発委第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、発委第2号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書を議題とします。

職員に発委案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

総務教民常任委員長、佐々木春一君。

○総務教民常任委員長（佐々木春一君） さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と

義務教育費国庫負担率の引上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書について、発委案の朗読をもって趣旨説明といたします。

2020年度末に改正事務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられたことは、教育現場が長らく求めてきた制度の実現であり、これまで各自治体が意見書提出を継続してきた成果だと言える。しかし、定数増への対応は加配定数からの振り替えであり、実質的な教職員定数増となっていない。

また、中学校・高等学校における35人学級の早期実現はもちろんのこと、よりきめ細やかな教育の実現を目指すには30人以下学級の実現が必要不可欠である。この間、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、各自治体における財政状況が義務教育費に影響する可能性が高まり、自治体間の教育格差が危惧されてきた。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、国の施策として十分な財源を保障し、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国が果たすべき役割である。

学校現場では、感染症対策による消毒作業や、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が依然として山積しており、子供たちとしっかりと向き合い意欲と情熱を持って教育に専念するための時間を十分に確保することが困難な状況である。

こうした中、豊かな学びを保障し学校の働き方改革を実現するためには、さらなる少人数学級の実現と教職員定数の改善、そして義務教育費国庫負担率の引上げが必要である。よって、国会及び政府においては地方教育情勢の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育情勢を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、自治体が学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月12日、岩手県住田町議会、議長、瀧本正徳。

意見書を提出する機関は、衆議院議長、大島理森様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第2号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書を採決します。

発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発委第2号 さらなる少人数学級の実現に伴う教職員定数改善と義務教育費国庫負担率の引上げをはかるため2022年度政府予算に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第16、発委第1号 住田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

発議案を朗読させます。

○事務局長（松田英明君） 〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） 提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、村上 薫君。

○議会運営委員会委員長（村上 薫君） 住田町議会会議規則の一部を改正する規則について、御説明を申し上げます。

今回の改正は、標準町村議会会議規則の一部改正が行われたことに伴う改正であります。提案理由は町議会への女性をはじめとする多様な人材の参画を促進するため、本会議及び委員会への欠席事由を明文化するとともに、町議会に対する請願に係る署名、押印の見直しを行うものであります。

添付の対照表を御覧いただきたいと思います。

住田町議会会議規則第2条につきましては、これからの男女共同参画時代を考慮した議会活動の促進に資するため、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮したものであり、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

次に、住田町議会会議規則第89条については、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続に必要な署名、押印の義務を見直したものであります。施行期日については、公布の日からとするものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、発委案の提案理由といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

○議長（瀧本正徳君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、発委第1号 住田町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 住田町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君） これで、本日の日程は全部終了しました。

第13回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後1時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員